

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
「訪問介護事業所 あんどん」(居宅介護及び重度訪問介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シークホープ(以下「事業者」という。)が設置する訪問介護事業所 あんどん(以下「事業所」という。)において実施する居宅介護及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業者は、指定居宅介護等の実施に当たって、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業者は、指定居宅介護等の実施に当たって、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業者は、前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年青森市条例第75号)その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

5 事業者は、提供する指定居宅介護等の質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 訪問介護事業所 あんどん

(2)所在地 青森市佃1丁目19番6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)サービス提供責任者 3名(常勤 2名)(非常勤 1名)

サービス提供責任者は、居宅介護計画及び重度訪問介護計画(以下「居宅介護計画等」という。)を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。